

I T-ADRセンター設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、I T-ADRセンターの設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 弁護士法人エルティ総合法律事務所は、I T分野における紛争の解決（調停・仲裁手続、以下「I T-ADR」という。）と、紛争予防の啓蒙普及のため、I T-ADRセンターを設置し、これを運営するものとする。

(組織)

第3条 I T-ADRセンターは、センター長及び副センター長各1名を置くものとする。

2 センター長は、弁護士法人エルティ総合法律事務所の所長弁護士または、所長弁護士が指名する弁護士法人エルティ総合法律事務所のパートナー弁護士が就くものとする。

3 センター長は、次の各号の権限を有するものとする。

(1) I T-ADRセンターの運営に関する事項で、この規程又はその他の規程に定めのない事項の決定

(2) I T-ADRの実施に関する事項で、I T-ADR規程又はその他の規程においてセンター長の権限とされている事項の実施

4 副センター長は、弁護士法人エルティ総合法律事務所のパートナー弁護士からセンター長が指名するものとする。

5 副センター長は、I T-ADRセンターの運営についてセンター長を補佐するものとする。また、センター長が事故等により職務の遂行が困難な場合、センター長の職務を代行するものとする。

(委員会等)

第4条 I T-ADRセンターは、I T-ADRセンターの運営、I T-ADRの実施のため、事務局を置くものとする。事務局員は、センター長が、弁護士法人エルティ総合法律事務所の事務局員から、これを選任するものとする。

2 I T-ADRセンターは、I T-ADR規程に基づき、予めI T-ADR委員候補者名簿を備え、個々の案件毎にその審理のため、I T-ADR委員会を組織するものとする。

3 I T-ADRセンターは、I T-ADRセンターの運営の公正中立性を確保するため、I T-ADRセンター運営審査委員会規程に基づき、I T-ADR運営審査委員会を置

くものとする。

4 IT-ADRセンターは、IT-ADRセンターの運営その他について意見を求めるため、顧問1名を置くものとする。顧問は、センター長が委嘱するものとする。

5 IT-ADRセンターは、IT分野における紛争予防の啓蒙普及のため、別に定めるところにより、IT-CPR研究会を組織するものとする。

(規程に定めのない事項)

第5条 この規程に定めるほか、IT-ADRセンターの設置及び運営に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日) 本規程は、2008年9月1日から施行する。